

11 特別支援教育の充実 (小・中)

－ 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 －



全教職員がインクルーシブ教育システムの理念を理解し、特別支援教育に関する専門性の向上に努める必要がある。学校においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- 特別な支援が必要な児童生徒の増加が課題
- ◇ 「校内支援体制・教師の専門性の向上」に重点

(1) 指導体制の改善・充実を図る

- ① 校長のリーダーシップのもと、学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本方針を示し、全教職員が協力し、**組織的、計画的**に推進する。
- ② 特別支援学級担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。
- ③ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内教育支援委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の**支援体制の充実**を図る。
- ④ 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め**専門性の向上**に努める。
- ⑤ **特別支援学級の弾力的運用**として通常の学級に在籍する児童生徒が、特別支援学級で支援が必要な場合には、校内委員会や保護者との相談等により柔軟に対応できるよう**校内支援体制の整備**を図る。
- ⑥ 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に、担任や学年職員などと連携を取り合い、児童生徒への支援が円滑に行われるようにする。

(2) 通常の学級における特別支援教育の充実

- ① 通常の学級においても、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供、適切な指導や支援を行う。
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒のつまずきや行動の背景を理解するとともに、温かい学級経営及び**全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくり**に努める。

(3) 特別支援学級・通級指導教室の教育課程の充実

- ① 児童生徒の障害の状態・特性等や学級の実態に即した教育課程を編成する。
- ② 教育課程の編成に当たっては、小・中学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて特別支援学校の小・中学部学習指導要領を参考にする。
- ③ 児童生徒の個々の障害の状態や特性などを的確に把握し、家庭、教育、医療、福祉等による連携した教育的支援を行うために「**個別の教育支援計画**」を作成する。また、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細やかな指導が行えるよう「**個別の指導計画**」を作成し、適宜、追記、修正等を行うなど活用¹⁾に努める。
- ④ 特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との**交流及び共同学習**は、児童生徒の実態等を十分に考慮して、**学校全体の教育計画に位置付けて推進**する。
- ⑤ 通級指導教室における自立活動は、特別支援学校の指導要領を参考にし、児童生徒の障害の状態を踏まえて必要とされる項目を選定し、**一人一人に応じた指導**を行う。

■ 関連資料 ■

- | | | |
|--|-------|---------|
| ◎ 『障害のある子供の教育支援の手引』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎ 『個別の教育支援計画の参考様式について』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎ 『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎ 『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』 | 文部科学省 | 平成 29 年 |

11 特別支援教育の充実 (高等学校)

— 高等学校における障害のある生徒の学びの場の整備・連携強化 —



インクルーシブ教育システムの理念の実現を目指し、特別支援教育を進展させていくために、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備が必要である。

本県においては、平成 30 年度から「高等学校における通級による指導」が実施されている。

障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内支援体制を整備し組織的な取組、義務教育段階からの連続性のある学びの場の充実が必要である。

ここがポイント(取組の重点)

- 特別な支援が必要な生徒の多様化が課題
- ◇ 「校内支援体制・教師の専門性の向上及び引継ぎ」に重点

(1) 特別支援教育を推進するための学校全体の協力体制づくり

- ① 校長のリーダーシップのもと、学校の重点目標、経営方針等へ特別支援教育の推進に係る項目を設定し特別支援教育コーディネーターを中心に、**全職員の協力体制づくりに努める。**
- ② 校内委員会において、生徒の実態把握を行い、学校全体ですべての学級に在籍する特別な教育的支援の必要な生徒の**支援体制の充実**に努める。
- ③ 校内研修等を通して特別な教育的支援を必要とする生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、**専門性向上**に努める。
- ④ 合理的配慮の提供について**合意形成**に向けた本人・保護者との**建設的対話を丁寧に行い、組織的に**対応するための校内体制を整備する。
- ⑤ 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に、管理者や担任、関係職員などと連携を取り合い、生徒への支援が円滑に行われるようにする。
- ⑥ **高等学校における通級による指導、担当教諭の適切な配置やその資質向上を図る。**
- ⑦ **併設型高等支援学校や特別支援学校との交流及び共同学習を推進し、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする。**

(2) 生徒一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実

- ① 適切な個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用するなど、**一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に**行う。
- ② 必要に応じて、特別支援学校のセンター的機能の活用や教育事務所に設置している巡回アドバイザー、専門家チームの派遣を要請し専門的な知見の活用を図る。
- ③ 中学校、特別支援学校、大学、福祉・労働等の関係機関と連携し、一貫した指導の充実に努める。
ア 中学校で作成された、個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継ぐとともに、必要に応じて特別支援教育コーディネーター間の情報交換を推進する。
イ 個別の教育支援計画等を活用するなどして、個々の生徒が必要とする支援に関する情報を大学又は企業等の進路先へ引き継ぐことで、支援の継続を推進する。

(3) 高等学校における通級による指導の充実

- ① 「高等学校における通級による指導」の理解、周知を図り、**それぞれの障害に応じた適切な支援や指導の充実等に向けた体制を整備する。**
- ② 特別支援学校との連携を強化し担当する教員の「自立活動」に関する専門性を高めるなど、「高等学校における通級による指導」を担う人材育成に取り組む。

■ 関連資料 ■

- | | | |
|--|-------|---------|
| ◎ 『障害のある子供の教育支援の手引』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎ 『個別の教育支援計画の参考様式について』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎ 『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎ 『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』 | 文部科学省 | 平成 29 年 |
| ◎ 『高等学校における「通級による指導」実践事例集』 | 文部科学省 | 平成 29 年 |